

KEMPOSでのPCT出願入力の手引き

KEMPOSでの、PCT出願の手続きについて説明します。
最初に概要を紹介し、後に各手続きの詳細について記述します。
必要に応じて、「出願種別(W0)」及び「手続定義」の設定についても説明します。

- (1) 受任
 - 受任
 - 出願国の指定(対応出願)

- (2) 国際出願
 - 優先権
 - パリ条約の基礎出願
 - 指定国
 - みなし全指定
 - 日本を指定国から除外
 - 国際出願
 - ・ 移行期限
 - ・ 翻訳期限
 - ・ 19条補正期限
 - ・ 34条補正期限
 - ・ 国際予備審査請求期限
 - ・ JP指定取下期限

- (3) 国際出願以降の国際段階の手続き
 - ・ JP指定取下げ
 - ・ 国際調査報告(International Search Report)
 - ・ 国際調査報告不作成
 - ・ 19条補正(及び「せず」の決定)
 - ・ 国際調査見解書(International Search Opinion)
 - ・ 34条補正(及び「せず」の決定)
 - ・ 非公式コメントの提出(Informal Comments)
 - ・ 国際予備審査請求(及び「せず」の決定)
 - ・ 国際予備審査機関による国際調査見解書を受け入れない旨の決定
 - ・ 国際予備審査報告(International Preliminary Examination Report)

- (4) 国内移行
 - ・ PCT分割: 移行予定国毎の台帳を作成する手続き
 - ・ 国内移行準備: 翻訳等の所内での準備作業
 - ・ 国内移行 : 移行国の国内移行手続き

(1) 受任

受任は、通常は国内案件を外国へ出願する依頼を受けた場合に入力します。
外国出願の依頼を受けた時点での入力について説明します。

以下のような案件を想定して具体的な入力方法を説明します。
それ以外の出願人や受任日当も必須ですが、今回は省略します。

- ・ 受任番号：F1000
- ・ 優先権の基礎：P1000(出願日は 2006/01/10、出願番号は 2006-001122)
- ・ 出願予定国：PCT, TW

受任台帳 完全一致 受任番号 f1000 Preview Print 内内 特 出願手続

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 文書

受任番号 F1000 外国特許 管理者 翻訳者 出願期限 2007年1月10日

92 自願 JP 特 内外 担当者

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref 受任日 2006年10月21日

顧客名 アルプス電気株式会社 顧客担当 山本 一郎 0

件名 件数 0 見解報告 不明 受任経過 受任関連 包袋関連 対応出願 発明者

トナーの吸着方法

書誌 出願 その他 拡張1 拡張2

先願調査 不明 出願参照

調査結果 不明

整理番号

SubRef

優先日 2006/01/10

原出願日

IPC

レコード: 1 / 1

上記の「優先日」「出願期限」は、受任関連で、優先権の基礎出願を入力することで、自動計算されます。

基礎となる日本出願

受任経過		受任関連		包袋関連		対応出願		発明者	
								New	Delete
▶	優先(条約)	JP	特	出願日	2006/01/10				
	整理番号	P1000		出願番号	2006-001122				

- ・「受任関連」タブを開いて入力します。
- ・関連区分として「優先(条約)」をプルダウンで選択します。
- ・出願台帳に国内事件を入力している場合は、整理番号を入力。出願日・出願番号他をコピーしてきます。入力していない場合は、優先国・四法・出願日・出願番号を手動で入力します。
- ・最先の出願日を優先日として計算し、受任台帳上の「優先日」にセットします。
- ・優先日より1年後の日付を受任台帳上の「出願期限」にセットします。

対応出願

受任経過		受任関連		包袋関連		対応出願		発明者	
								New	Delete
行	出願種別	整理番号	出願ID						
1	WO特許	F1000-PCT							
▶ 2	TW特許	F1000-TW			出願ID				

- ・出願ルートについては、出願種別と整理番号を入力します。
- ・PCT出願は出願種別は「WO特許」とします。
ここでは、指定国はまだ入力しません。受任段階から入力しておきたい場合は、備考欄に入力しておくようにします。
- ・パリルートの場合は、出願国を個別に指定します。ここでは「TW特許」を入力します。
台湾はパリ条約には加盟していませんが、優先権主張はできますので、KEMPOS上では、パリルートでの通常の出願と同じに扱います。
- ・出願IDが空白の件は、出願に連結していないことを示します。
出願手続きを行い、出願台帳を作成しますと、そこで新規に作成した出願台帳のIDがこの出願IDにセットされます。そこで出願IDをダブルクリックすると、出願台帳が開きます。

出願手続終了後の状態

- ・ 出願完了の状態となります
完了区分には「出願移管」とセットされます。
完了日には、作業日(システム日付)がセットされます。
- ・ 対応出願は、連結済みとなります。
出願 ID に作成された出願台帳の ID がセットされます。上図の「521,522」。
出願 ID をダブルクリックすると作成された出願台帳が開きます。

作成された出願台帳

優先日

関連出願

基礎出願はそのままコピーされます。

対応出願の自分以外の出願は、ファミリー(外国出願)として追加されます。

(2) 国際出願
優先権

出願関連：フォーム

関連出願 New Delete Tree表示 参照

関連出願 整理番号	優先(条約)	JP	特	出願日	2006/01/10	1	<input type="checkbox"/> IDS	備考
	P1000		520	出願番号	2006-001122		<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 消滅	
▶ 関連出願 整理番号	外国出願	TW	特	出願日		2	<input type="checkbox"/> IDS	備考
	F1000-TW		522	出願番号			<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 消滅	

優先権の基礎出願は「関連出願」で「優先(条約)」として入力します。
国内出願を入力してある場合は、整理番号を入力すれば、出願日等をコピーしてきて、同時に国内出願と連結されます。

Kempos Ver.6

【案内】
参照した出願の関連出願にこの台帳を記録しますか？

関連種別指定

関連区分の指定 保存

関連区分 外国出願

関連出願へ追加される情報

追加先整理番号	整理番号	法分類	国	出願番号	出願日
P1000	F1000-PCT	特許	WO	PCT/JP2006/112	2006/10/20

Kempos Ver.6

【案内】
関連データを蓄積しました。出願台帳を書き込むときに同時に書き込まれます。

優先権の基礎出願（「優先(条約)」）の入力と同時に以下の期限の計算を行います。



1. 優先権主張出願期限の計算を行います。



この場合、出願種別で以下のように設定されている必要があります。



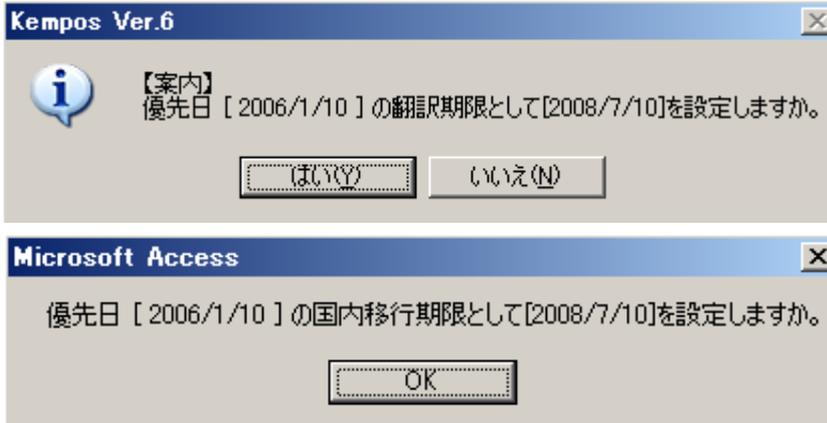
2. 優先権証明書提出期限の計算を行います。



この場合、出願種別で以下のように設定されている必要があります。



3. 移行期限及び翻訳期限の計算を行います。



この場合、出願種別で以下のように設定されている必要があります。



国際願(優)は、優先日がある場合は優先日から、ない場合は国際出願日からの意味です。



国際出願

出願グループには「PCT 出願の国内移行準備」「国際出願(予備審査請求期限の計算あり)」の2つがあります。

国際出願に際しては後者の「国際出願(予備審査請求期限の計算あり)」を選択します。

上記の入力は以下のとおりです。

- ・ 出願日：国際出願日です。2006年10月20日となっています。
- ・ 応答元指令：この手続きが応答手続の場合、その元になる指令を入力します。なしです。
- ・ 予備審査：予備審査請求の指定です。「後日請求」のままにしておきます。
一般の出願の審査請求と共用しているため、この選択欄がありますが、予備審査請求を出願と同時にこなうことはありませんで、「後日請求」のままにしておきます。
- ・ JP指取下：「同日」「後日」「優先権なし」から選択します。
同日：
後日：
優先権なし：
- ・ 請求期限：国際予備審査請求期限です。出願日を入力した時点で、計算されています。

国際出願の書き込みと同時に以下の期限を設定します。

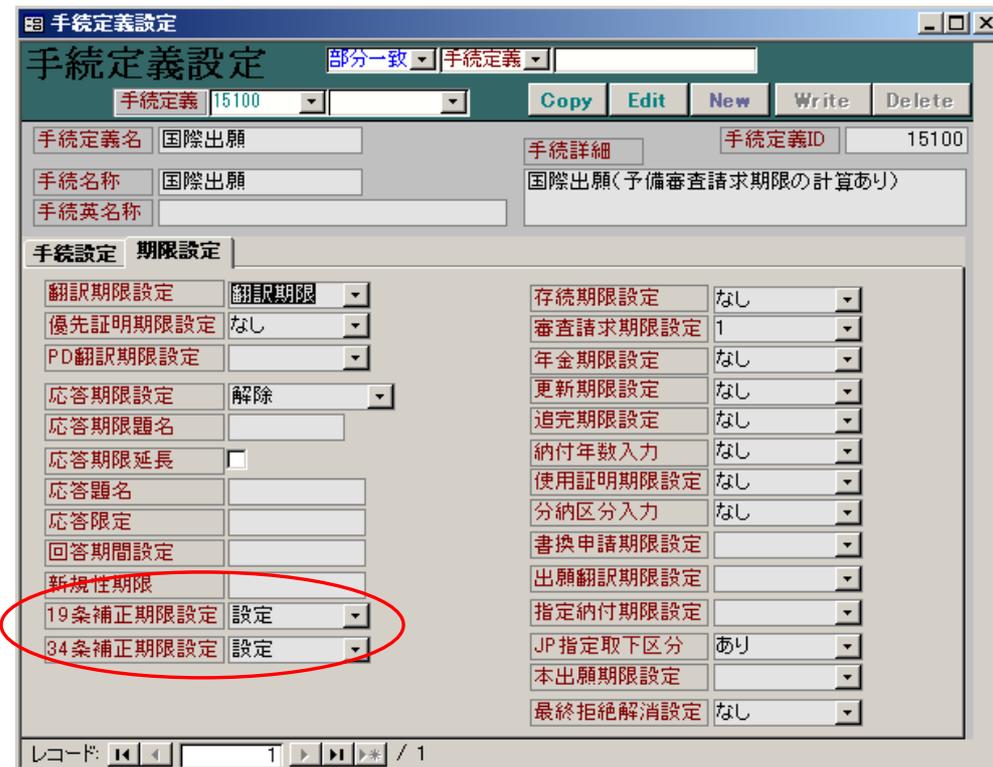
19条補正期限の設定。優先日(国際出願日)から16ヶ月で計算します。



34条補正期限の設定。優先日(国際出願日)から22ヶ月で計算します。



手続定義の設定において、国際出願(ID=15100)の設定が以下のようになっている必要があります。



日本指定の取り下げ期限を計算します。
優先日から1年3ヶ月で計算します。優先権がない場合は計算しません。



出願種別・手続定義において次のように設定されている必要があります。



予備審査請求期限を計算します。
優先日(国際出願日)から2ヶ月で計算します。



出願種別・手続定義において次のように設定されている必要があります。



翻訳期限・移行期限を設定します。

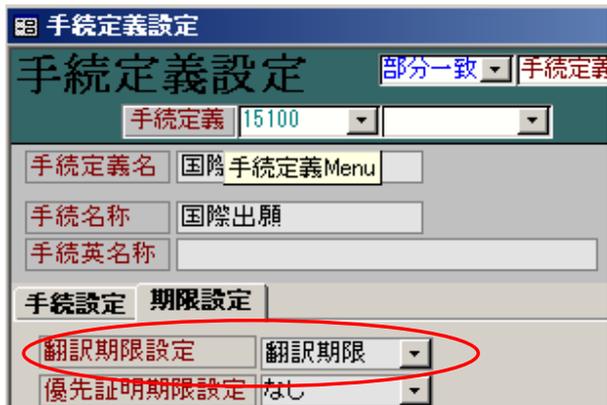
翻訳期限を計算します。優先日(国際出願日)から30ヶ月で計算します。



移行期限を計算します。優先日(国際出願日)から30ヶ月で計算します。



手続定義において次のように設定されていることが必要です。



設定された各種期限を「外国期限」タブで確認します。

指定取下日に日付が入っているのは、日本を指定国から取り下げる手続きを入力したためです。

要約・関連	審査経過	出願書誌	図面・包袋	外国出願		
外国期限	期限案内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量
予審期限	2007/11/10	出翻期限		香港願期限		
予審請求		出翻提出		香港出願日		
証明期限	2007/05/10	PD翻期限		香登申期限		
証明提出		PD翻提出		香登申請日		
移行期限	2008/07/10	追完期限		指取下期限	2007/04/10	
移行日		手続ID		指定取下日	2008/10/25	
出願期限	2007/01/10	翻訳期限	2008/07/10	指定納期		
出願指示		翻訳提出		指定納付		
19条期限	2007/05/10	34条期限	2007/11/10			
19条提出		34条提出				

指定国

出願関連：フォーム

関連出願 New Delete Tree表示 参照

関連出願 整理番号	<input type="text" value="優先(条約)"/>	<input type="text" value="JP"/>	<input type="text" value="特"/>	出願日	<input type="text" value="2006/01/10"/>	<input type="text" value="1"/>	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="text" value="備考"/>
	<input type="text" value="P1000"/>		<input type="text" value="520"/>	出願番号	<input type="text" value="2006-001122"/>		<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願 整理番号	<input type="text" value="外国出願"/>	<input type="text" value="TW"/>	<input type="text" value="特"/>	出願日	<input type="text"/>	<input type="text" value="2"/>	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="text" value="備考"/>
	<input type="text" value="F1000-TW"/>		<input type="text" value="522"/>	出願番号	<input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願 整理番号	<input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="指定(PCT)"/>	<input type="text" value="EP"/>	<input type="text" value="特"/>	出願日	<input type="text" value="3"/>	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="text" value="備考"/>
	<input type="text"/>		<input type="text"/>	出願番号	<input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願 整理番号	<input type="text" value="4"/>	<input type="text" value="指定(PCT)"/>	<input type="text" value="CN"/>	<input type="text" value="特"/>	出願日	<input type="text" value="4"/>	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="text" value="備考"/>
	<input type="text"/>		<input type="text"/>	出願番号	<input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願 整理番号	<input type="text" value="5"/>	<input type="text" value="指定(PCT)"/>	<input type="text" value="KR"/>	<input type="text" value="特"/>	出願日	<input type="text" value="5"/>	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="text" value="備考"/>
	<input type="text"/>		<input type="text"/>	出願番号	<input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 消滅	
▶ 関連出願 整理番号	<input type="text" value="6"/>	<input type="text" value="指定(PCT)"/>	<input type="text" value="US"/>	<input type="text" value="特"/>	出願日	<input type="text" value="6"/>	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="text" value="備考"/>
	<input type="text"/>		<input type="text"/>	出願番号	<input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 消滅	

- ・ P C T 指定国は関連出願に「指定(PCT)」で入力します。
- ・ 現在は「みなし全指定」なので、国際出願時に入力しておく必要はないが、決定している場合はあらかじめ入力しておきます。最終的には、移行国ごとの台帳を作成する時までに入力します。
- ・ 移行国ごとの台帳を作成する KEMPOS 上の手続き(「PCT 分割」)では、ここで指定した指定国の台帳を作成するので、その入力を行なう前には、セットしておく必要があります。
- ・ 上記の例では、「EP」「CN」「KR」「US」を入力しています。
- ・ 日本を指定刻としている場合は「JP」として入力しておきます。
- ・ 現在(2006年10月)は、国際出願時に日本を指定国から除外できるが、その旨を特別に入力しておくべき、特別な区分は設けていませんので、国際出願時に同時に取下書を出した扱いにして、期限をクリアしておきます。

(3) 国際出願後から国内移行までの手続き

1. 日本の指定国からの取り下げ

みなし全指定のもとでは、日本も指定国に含まれます。そして、その場合、パリ優先権の基礎出願は、国内優先権の先の出願とみなされて、優先日より1年3ヶ月経過した時点で、見直し取り下げとなります。それまでに指定国取り下げの種類を提出する必要があります。

2005年10月のWIPO一般総会で採択されたPCT規則4.9(b)の改正により、平成18年4月1日から日本国の指定を願書で除外することができるようになりました。したがって、平成18年4月1日移行の出願については、最初から日本を除外することが決定している場合は、願書にチェックを入れることで、後に日本を指定国から取り下げる手続きを行なう必要はなくなりました。

出願時には、決定しなかった場合等については、必要ならば、従来どおり、指定国からの取り下げは行なえます。

優先権のない出願については、あらかじめ日本を除外することはできませんが、それによって特に不都合が発生することもないと思われます。

・「日本を指定国として残す」手続きについて。

J P指定取下げ期限の管理は「指定取下げ期限」があって「指定取下げ日」がないもの、という条件で行います。

この場合、「日本を除外しない」という決定を行なった場合、以降の期限管理は不要になります。このときには「日本を指定国として残す」という手続きを入力します。

A screenshot of a software interface showing a dropdown menu for '特許' (Patent). The menu items include: PCT19条補正 (国際調査報告に基づく補正), PCT34条補正 (E 手続種別 査通知に伴う補正), 国際予備審査請求, 国際予備審査請求を行わない, 指定国登録, 日本を指定国から取り下げる, and 日本を指定国として残す. The last option is circled in red.

「日本を指定国として残す」手続きの手続定義の設定は以下のとおりです。

A screenshot of the '手続設定' (Procedure Settings) window. The '期限設定' (Term Setting) tab is active. The '日付転記' (Date Transfer) field is set to 'JP 指下日' (JP Withdrawal Date) and 'なし' (None). This field is circled in red.

この手続きを入力することで、出願台帳の JP 取下提出日に日付が転記されます。

移行期限	2008/07/10	追完期限		指取下期限	2007/04/10
移行日		手続ID		指定取下日	2006/10/25

ここで「JP 取下指定日」がどちらなのかは、経過を見て判断します。

2. 国際公開
- 国際公開日・国際公開番号を入力

国際出願は優先日から18ヶ月経過後に公開されます。
 国際公開の入力は審査 国際公開を選択して行います。

国際公開番号の形式は以下のとおりです。

2000年より前 (WO+年度の下2桁+連番5桁): W09801234
 2000年以降 (WO+年度4桁+連番6桁) : W02007012345

これに、A1、A2、A3の拡張子をつける場合もあります。

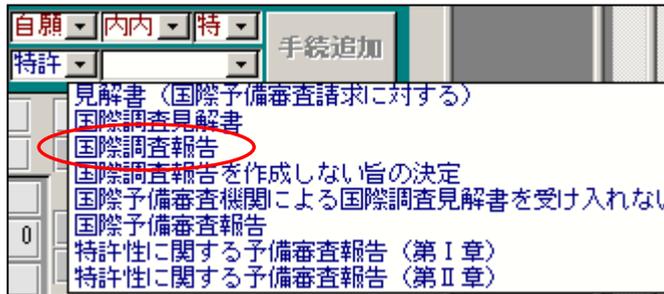
- A1: サーチレポート付き
- A2: サーチレポート無し
- A3: 追加サーチレポート (A2のサーチレポート)

入力した、国際公開日・国際公開番号は公開・国際公開の両方に転記されます。

3. 国際調査報告

国際調査報告は国際調査機関による先行技術調査の結果の報告書となります。これに基づいて、特許請求の範囲を一回に限って補正できます。(19条補正) 国際調査報告は作成されない場合もあります。

国際調査報告は「特許庁からの指令・通知」 「国際調査報告」を選択します。



国際調査報告の入力画面です。



転記で書き込み後、19条補正・34条補正の再計算を行います。

19条補正期限を再計算。



「はい」を選択します。

34条補正期限を再計算



「はい」を選択します。

国際調査報告の「手続定義」での設定は以下のようになっています。

回答期間設定	
新規性期限	
19条補正期限設定	設定
34条補正期限設定	設定

国際調査報告の入力で19条補正・34条補正の計算を行なうよう指定しています。補正の期間の設定はありません。システムで内部的に管理しています。

19条補正期限は、優先日から16ヶ月又は国際調査報告から2ヶ月の遅い方となります。

34条補正期限は、優先日から22ヶ月又は国際調査報告から3ヶ月の遅い方となります。

4. 国際調査報告不作成

国際調査機関による、「国際調査報告を作成しない旨の決定」です。

国際調査報告不作成は「特許庁からの指令・通知」「国際調査報告不作成」を選択します。

自願	内内	特	手続追加
特許			
			見解書(国際予備審査請求に対する)
			国際調査見解書
			国際調査報告
			国際調査報告を作成しない旨の決定
			国際予備審査機関による国際調査見解書を受け入れない
			国際予備審査報告
			特許性に関する予備審査報告(第I章)
			特許性に関する予備審査報告(第II章)

国際調査不作成の入力画面です。

出願手続: フォーム		経過手続 国調不作成		転記
New		Edit	Delete	IDS提出
<input type="checkbox"/> IDS	追完	期限補正	請求書	提出書
決定日	2007年9月30日	経表示 <input checked="" type="checkbox"/>	DNTTrn	受任票
				添付DN
送付日				
受領日				
担当者				印刷済 <input type="checkbox"/>

これに伴う、期限の設定・解除はありません。

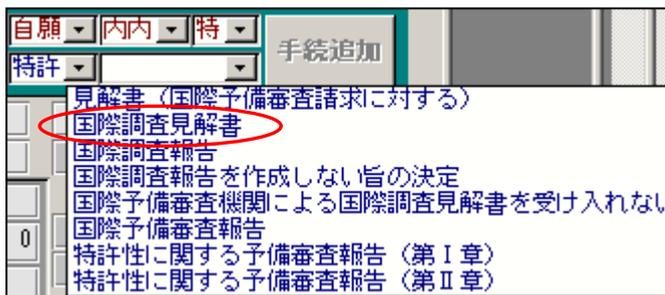
5 . 国際調査見解書

国際調査見解書は国際調査報告と同時に作成され送付されます。

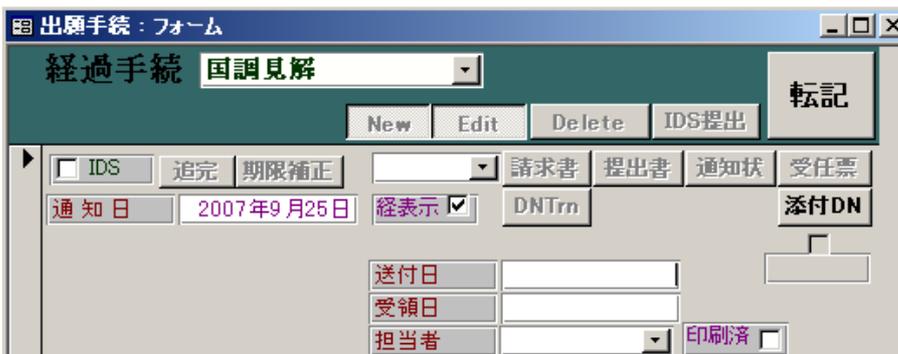
予備審査請求を行わない場合は、出願人は国際事務局に非公式にコメントを提出できます。国際事務局は「国際調査見解書」を「特許性に関する予備審査報告(第 章)」に作り変えて、出願人のコメントと共に指定官庁へ送り、優先日から30ヶ月を経て、閲覧可能となります。

予備審査請求をする場合は、国際調査見解書は国際予備審査機関の「第一回見解書」とみなされます。予備審査請求時には34条補正を行なうことができます。ただし、国際予備審査機関は国際調査期間の作成した見解書を受け入れないことを決定する場合があります。

国際調査見解書は「特許庁からの指令・通知」 「国際調査見解書」を選択します。



国際調査見解書を入力します。



この場合は、34条補正の期限のみ再計算します。19条補正期限は変更されません。



予備審査請求期限の再計算を行ないます。



優先日(国際出願日)から22ヶ月・国際調査見解書から3ヶ月の遅い方で再計算します。

国際調査見解書の手続定義での設定は以下のとおりです。

回答期間設定	0
新規性期限	0
19条補正期限設定	
34条補正期限設定	設定

6. 非公式コメントの提出

非公式コメントは「特許庁への応答・提出」 「国際調査見解書に対する非公式コメント」を選択します。

自願	内内	特	手続追加
特許			
<input type="checkbox"/>	PCT19条補正 (国際調査報告に基づく補正)		
<input type="checkbox"/>	PCT19条補正せず		
<input type="checkbox"/>	PCT34条補正 (国際予備審査通知に伴う補正)		
<input type="checkbox"/>	PCT34条補正せず		
<input type="checkbox"/>	国際調査見解書に対する非公式コメント		
<input type="checkbox"/>	国際予備審査請求		
<input type="checkbox"/>	国際予備審査請求を行わない		
<input type="checkbox"/>	指定国登録		
<input type="checkbox"/>	日本を指定国から取りさげる		
<input type="checkbox"/>	日本を指定国として残す		

非公式コメントの入力画面です。

出願手続: フォーム

経過手続 非公式コメント

転記

New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

提出日 2008年10月10日 経表示 DNTTrn 添付DN

送付日

受領日

担当者 印刷済

これに伴う、期限の設定・解除はありません。

7. 特許性に関する予備審査報告(第 1 章)

出願人が国際予備審査を請求しない場合、以下のような流れとなります。

- ・ 国際調査機関作成の「国際調査見解書」を受領
- ・ 出願人は国際事務局に非公式コメントを提出することが可能です。
- ・ 国際事務局は「国際調査見解書」を「特許性に関する国際予備報告(第 1 章)」に作りかえます。
- ・ 「特許性に関する国際予備報告(第 1 章)」と出願人の非公式コメントは指定官庁に送られ、優先日から 30 ヶ月経過後閲覧可能となります。(公開はされません)

「特許性に関する予備審査報告(第 1 章)」は「特許庁への応答・提出」「特許性に関する予備審査報告(第 1 章)」を選択します。

自願 内内 特 手続追加
特許
見解書(国際予備審査請求に対する)
国際調査見解書
国際調査報告
国際調査報告を作成しない旨の決定
国際予備審査機関による国際調査見解書を受け入れない
国際予備審査報告
特許性に関する予備審査報告(第1章)
特許性に関する予備審査報告(第2章)

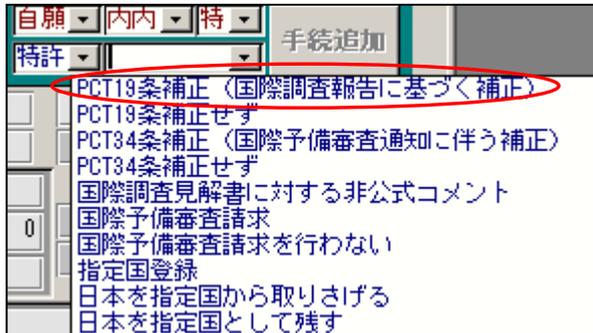
「特許性に関する予備審査報告(第 1 章)」の入力画面です。

出願手続: フォーム
経過手続 予審報告 I
New Edit Delete IDS提出 転記
IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票
通知日 2007年11月11日 経表示 経表示 DNTrn 添付DN
送付日
受領日
担当者 印刷済

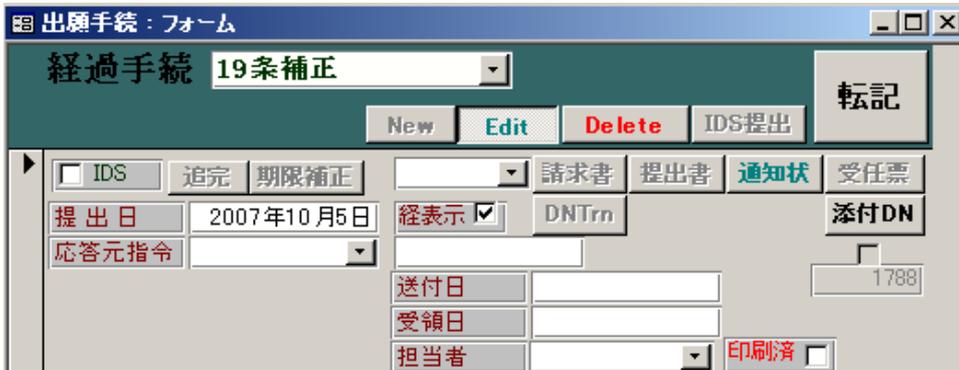
- ・ この入力に伴う、期限の発生や再設定はありません。

8. PCT19条補正(国際調査報告に基づく補正)
- ・一回だけの、特許請求の範囲に対する補正。

「PCT19条補正」は「特許庁への応答・提出」 「PCT19条補正(国際調査報告に基づく補正)」を選択します。



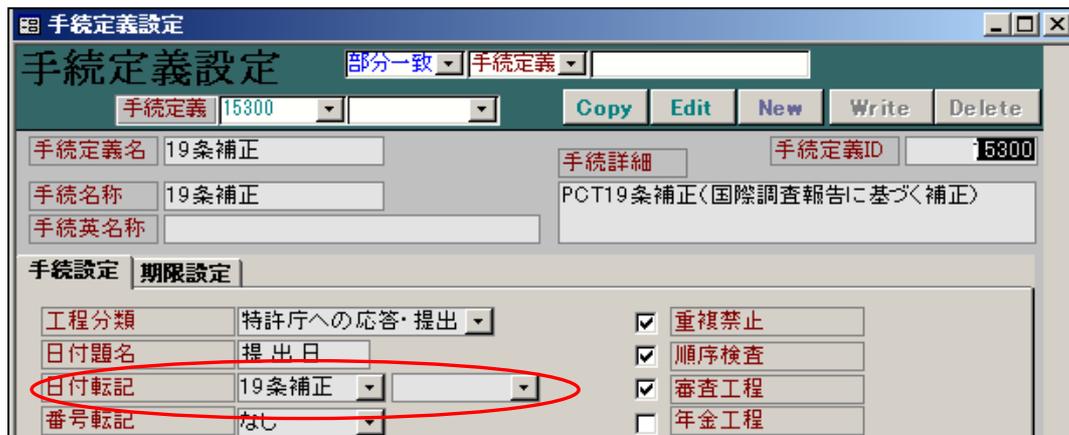
「PCT19条補正(国際調査報告に基づく補正)」の入力画面です。



- ・ 19条補正の入力行なうことで、その日付が出願台帳の「19条提出」に転記されます。

19条期限	2007/05/10	34条期限	2007/11/10
19条提出	2007/12/15	34条提出	

PCT19条補正の手続定義での設定は以下のようになっています。



PCT19条補正の手続きで入力した日付は、出願台帳の「19条補正」日に転記されます。

「19条補正を行わない」という手続きについて。

KEMPOSでは、19条補正の期限管理を「19条補正期限があって、19条補正提出日が未入力のもの」ということで行なっています。

ここで、内部的（クライアントから）に19条補正を行わないことを決定した場合は、今後19条補正期限の管理は不要となります。

このことに対する対応のために「19条補正せず」という手続きを設けています。

「19条補正せず」の手続定義での設定は以下のようになっています。

手続定義名	19条補正せず	手続詳細	15310
手続名称	19条補正せず	新規作成	
手続英名称		手続ID	15310
手続詳細 PCT19条補正せず			
手続設定 期限設定			
工程分類	特許庁への応答・提出	<input checked="" type="checkbox"/>	重複禁止
日付題名	決定日	<input checked="" type="checkbox"/>	順序検査
日付転記	19条補正 なし	<input checked="" type="checkbox"/>	審査工程
番号転記	なし	<input type="checkbox"/>	年金工程

日付転記は「19条補正」となっています。

すなわち、「19条補正せず」で入力した手続きも、「19条補正」提出日に転記されます。

「PCT19条補正せず」は「特許庁への応答・提出」「PCT19条補正せず」にて入力します。

- 自願
- 内内
- 特
- 手続追加
- 特許
- PCT19条補正 (国際調査報告に基づく補正)
- PCT19条補正せず
- PCT34条補正 (国際予備審査通知に伴う補正)
- PCT34条補正せず
- 国際調査見解書に対する非公式コメント
- 国際予備審査請求
- 国際予備審査請求を行わない
- 指定国登録
- 日本を指定国から取りさげる
- 日本を指定国として残す

「19条補正せず」の入力画面です。

経過手続	19条補正せず	転記
<input type="checkbox"/> IDS	追完	期限補正
決定日	2007年12月12日	経表示 <input checked="" type="checkbox"/>
応答元指令		DNTTrn
送付日		
受領日		
担当者		印刷済 <input type="checkbox"/>

入力した日付は、出願台帳の19条補正提出日に転記されています。

19条期限	2007/11/25
19条提出	2007/12/12

9. 国際予備審査請求

2002年4月1日のPCT第22条改正に従い、国内移行期限が優先日より20ヶ月から一律30ヶ月になりました。

日本は2002年9月1日から適用になっています。

韓国は2003年3月16日から、中国は2003年2月1日から適用になっています。

ヨーロッパは、EPを指定することにより、31ヶ月の移行期限が適用されます。

アメリカは30ヶ月です。

改正前は予備審査請求をした案件の国内移行期限だけが優先日より30ヶ月であったので、翻訳のための時間かせぎのためだけに予備審査請求をするということがありましたが、現在はその必要がなくなりました。

この点に関する、KEMPOSの対応ですが、PCTの法改正に伴いバージョンアップを行なうことで対応しています。

したがって、バージョンによって、又その設定内容によって動作が異なりますので、内容を確認し、また実際の動作(期限の計算等)を確認の上、お使いいただくことが必要になります。

現在は、ほとんどの移行対象国で、条約が発効していると思われるので、その前提で説明します。例外として、未発行の国が含まれている場合を検討します。

まず、手続定義の「予備審査請求」の設定ですが、以下のようにします。

手続設定	期限設定
翻訳期限設定	30ヶ月設定
優先証明期限設定	なし
PD翻訳期限設定	翻訳期限
応答期限設定	30ヶ月設定
応答期限題名	

古いバージョンにおいては、この部分が「10ヶ月延長」となっています。

それは、当初は20ヶ月で予備審査請求を行うことにより10ヶ月延長して30ヶ月にするという意味になります。元々を30ヶ月に変更した場合、ここは「翻訳期限」に変更する必要があります。変更しないと予備審査請求を行なうことで、40ヶ月となってしまいます。

現在では、最初から30ヶ月に設定しておけば、ここで再計算する必要もないので、その場合は「なし」としても良いです。

予備審査請求の手続きを入力することにより、出願台帳に転記されます。

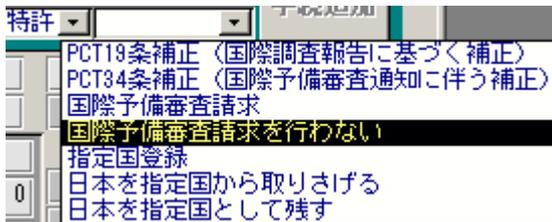
要約-関連	審査経過	出願書誌	
外国期限	期限案内	年金更新	受任-他
予審期限	2007/12/25	出翻期限	
予審請求	2007/12/20	出翻提出	
証明期限	2007/05/10	PD翻期限	
証明提出		PD翻提出	

「国際予備審査請求を行わない」という手続きについて。

KEMPOSでは、予備審査請求の期限管理を「予備審査請求期限があって、予備審査請求日が未入力のもの」ということで行なっています。

ここで、内部的（クライアントから）に予備審査請求を行わないことを決定した場合は、今後予備審査請求期限の管理は不要となります。

このことに対する対応のために「国際予備審査請求せず」という手続きを設けています。



「予備審査請求せず」の手続定義は以下のようになっています。

手続定義設定

手続定義 15510

手続定義名 予審請求せず

手続名称 予審請求せず

手続英名称

手続詳細 国際予備審査請求を行わない

手続定義ID

工程分類 特許庁への応答・提出

日付題名 決定日

日付転記 予審請求日

番号転記 なし

重複禁止

順序検査

審査工程

年金工程

日付転記は「予審請求日」で、この入力を行なうことで、予備審査請求日に入力した日付を転記しています。実際に、予備審査請求を行なった日付か否かは経過をみて判断します。

もう一つ別の方法として、予備審査請求期限をクリアすることで、期限管理から除外する方法を用意しています。予備審査請求日を厳密に扱いたい場合はこちらの方法をとります。その場合は、上記画面で「日付転記」は「なし」にして、下図のように設定します。

存続期限設定 なし

審査請求期限設定 0

年金期限設定 0 なし

更新期限設定 -1 審査請求

追完期限設定 **2 予審期限解除**

納付年数入力

「審査請求期限設定」を「2：予審期限解除」に設定します。このように設定することで、期限管理から除外することができます。

10. 見解書(国際予備審査請求に対する)

平成16年1月1日以降出願の国際出願には、国際調査見解書(WO/ISA、またはWOSA)が国際調査機関によって作成され、国際調査報告に添付されます。

出願人は、国際調査見解書に対し、いくつかの方法で反論を示すことができます。

国際予備審査を請求する場合、国際予備審査機関に対して答弁書、あるいは条約34条補正として提出することができます。

従来は、国際予備審査請求を行った後、国際予備審査機関により見解書が作成されていたので、KEMPOSの「見解書」は予備審査請求に対する見解書を意味します。

以下の内容に基づくものです。

- 追加の見解書の交付 (ISPEガイドライン19章)

国際調査機関の見解書が国際予備審査機関の最初の見解書とみなされることを条件として、国際予備審査機関は、まだ否定的な見解が存在している場合にも、追加の見解書を作成することなく国際予備審査報告を作成することができます。

国際予備審査機関は、見解書の作成回数をできる限り少なくするという原則に従いつつ、出願人が見解書に対する答弁に十分な努力を払っているか、国際予備審査報告の作成するための時間的な余裕があるか等を勘案して、必要に応じて国際予備審査機関としての見解書を再度作成することができます。

- 追加の見解書に対する答弁書

出願人は、その見解書に指定された期間内に答弁書を提出することができます。

(法13、条34(2)(d))

答弁の期間 (規66.2(d)): 日本国特許庁 命令の日(発送日)から2月

したがって、この見解書の発送日から2月後に答弁書(及び34条補正)の期限を設定します。手続定義及び手続期限の設定は以下のとおりとなります。

手続設定	期限設定
翻訳期限設定	なし
優先証明期限設定	なし
PD翻訳期限設定	
応答期限設定	手続Tbl参照
応答期限題名	見解答弁
応答期限延長	<input type="checkbox"/>

応答期間設定							応答期限		延長期限	
共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	国内	外国	国内	外国	
▶	WIPO	WO特許	見解書(国際予備審査請求)対	見解答弁	手続日	-2	-2			

11. PCT34 条補正

34 条補正は、国際予備審査請求を行なう場合に提出できます。

その期限は、2004 年 1 月 1 日以降の国際出願については、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の宣言の送付の日から 3 月又は、優先日から 2 2 月のうち、いずれか遅く満了する期間（規 5 4 の 2 . 1）となります。

これは、国際予備審査請求の期限と同じです。

国際調査機関の見解書は、国際予備審査が請求され、かつ、国際調査機関の内容が規則 6 6 . 2 (a) に示されるものに該当する場合には、国際予備審査機関の最初の見解書とみなされます。（法施 5 5 の 2 (1)、規 6 6 . 1 の 2）

出願人は、当該見解書に対して、国際予備審査を請求したときから、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の通知を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期間までに答弁書を提出することができます。答弁書は、必要な場合には補正書とともに、国際予備審査機関に提出することができます。

条約第 3 4 条の規定に基づく補正

国際予備審査の請求をした出願人は、次の期間内に限り当該請求に係る国際出願の明細書、請求の範囲及び図面について補正をすることができます。補正は出願時における国際出願の開示の範囲を超えることはできません。（法 1 1、条 3 4 (2)(b)）

補正が可能な期間（法施 5 5）

国際予備審査の請求をした時から国際予備審査報告が作成開始されるまでの期間（法施 5 5、規 6 6 . 1 (b)）

【注意】国際調査見解書の導入によって国際予備審査機関が改めて見解書を作成しない場合、多くの国際出願は優先日から 2 2 月を経過した後、比較的早い段階で国際予備審査報告の作成に着手されることが予想されます。したがって、国際予備審査の段階で補正をするのであれば、優先日から 2 2 月を目途として（好ましくは国際予備審査請求と同時に）

3 4 条補正を提出することをお薦めします。 となっています。

3 4 条補正の手続定義の設定は以下のとおりです。

手続設定	期限設定
工程分類	特許庁への応答・提出
日付題名	提出日
日付転記	34 条補正
番号転記	なし

入力した日付は、出願台帳の「34 条補正」に転記されます。

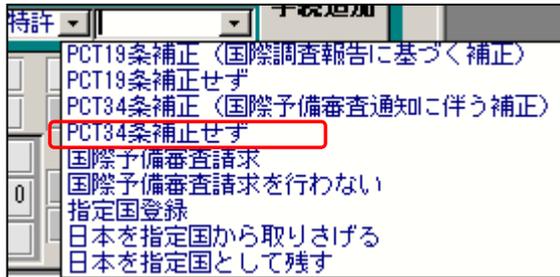
19 条期限	2007/11/25	34 条期限	2007/12/25
19 条提出	2007/10/05	34 条提出	2007/12/24

「34条補正せず」という手続きについて

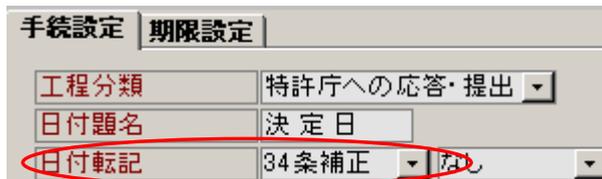
KEMPOSでは、34条補正の期限管理を「34条補正期限があって、34条補正提出が未入力のもの」ということで行なっています。

ここで、内部的（クライアントから）に34条補正を行わないことを決定した場合は、今後34条補正期限の管理は不要となります。

このことに対する対応のために「34条補正せず」という手続きを設けています。



「34条補正せず」の手続定義の設定は以下のとおりです。



ここで入力した日付は、出願台帳の34条補正に転記されます。

もう一つ別の方法として、34条補正期限をクリアすることで、期限管理から除外する方法を用意しています。34条補正提出日を厳密に扱いたい場合はこちらの方法をとります。その場合は、上記画面で「日付転記」は「なし」にして、下図のように設定します。



このように設定することで、34条補正期限をクリアし、期限管理から除外することができます。

12. 国際予備審査報告

国際予備審査報告は、国際予備審査機関が作成します。

国際予備審査報告は、下記の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に作成されます。

- (1) 優先日から28月 (規69.2(i))
- (2) 国際予備審査の開始のときから6月 (規69.2(ii))
- (3) 国際予備審査機関の求める言語で、かつ国際公開言語である言語による翻訳文の受理の日から6月 (規69.2(iii))

国際予備審査報告の作成に着手された以降は、答弁書及び34条補正の提出はできません。

国際予備審査報告の送付・送達

1. 出願人・国際事務局への送付

国際予備審査機関は、国際予備審査報告・附属書類を出願人及び国際事務局に同一の日
に送付します。(法施57、条36(1)、規71.1)

2. 選択国への送達

国際事務局は、国際予備審査報告(附属書類を含む。)及びその所定の英訳(ただし附属
書類を除く)を作成して、各選択国に送達します。なお、当該英訳文は各選択国と同時に
出願人にも送付されます。

国際事務局からの送達は、各選択国による請求により、優先日から30月経過後に行われ
ます。(条36(3)(a)、規72、規73)

KEMPOS上では、手続きとして入力するのみで、これに伴う期限の発生等はありません。

13. 特許性に関する予備審査報告(第 章)

前項の「国際予備審査報告」と同一のものです。

(5) 国内移行

国内移行は移行期限(優先日より30ヶ月)内に、移行国に対して国内移行の書面と翻訳を提出することです。日本の場合は、「国内書面」となります。

KEMPOS上では、これらの法的手続きとは別に「国内移行準備」「PCT分割」という手続を用意しています。

「国内移行準備」とは、国内移行のための翻訳文の準備等の所内手続きの管理のことです。

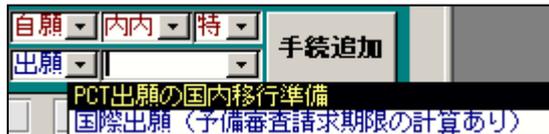
「PCT分割」とは、PCTの親出願をコピーして指定国のファイルを作成する作業です。

PCT出願の国内移行準備から順次説明してゆきます。

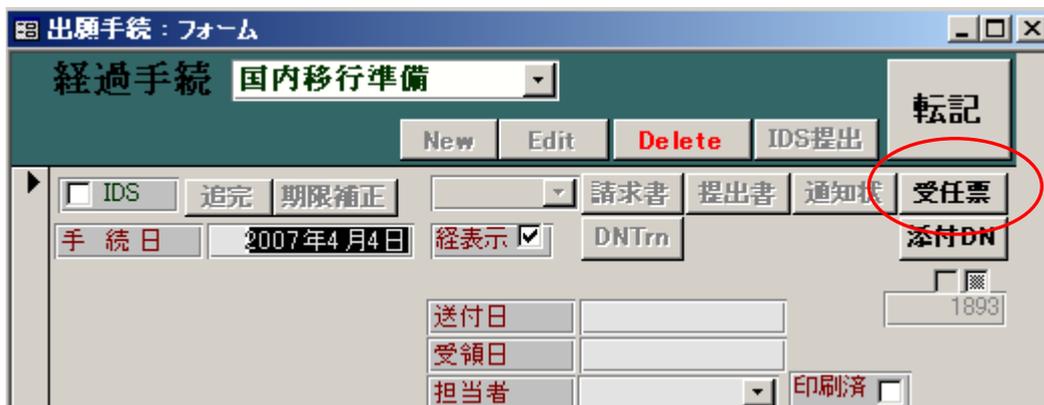
1. 国内移行準備

これは移行準備の管理方法の1つです。細かい経過は新たに受任台帳を作成して管理する方法を示すものです。

国内移行準備は、出願 PCT出願の国内移行準備を選択します。



国内移行準備を入力し、書き込みを行なった後の画面です。



「受任票」ボタンがオンになっています。

ここで、受任票ボタンを押します。

以下のメッセージが表示されます。



PCT出願の国内移行準備とは、新規に同じ番号で受任台帳を作成し、受任台帳にて移行のための各種手続きを管理するようにすることを言います。

ここで「はい」を選択すれば、新規に受任台帳を作成、以下の画面の受任台帳を開きます。

新規に作成された、移行準備用の受任台帳です。

- ・受任種別：「移行準備」で受任台帳が作成されます。
- ・期限題名には「移行期限」、期限日には出願台帳の移行期限がセットされます。
- ・受任経過には、受任種別=移行準備で設定されている内容がセットされます。

上記のようにセットするための、手続機能設定 国内移行準備での設定画面です。

- ・継続区分：受任 手続入力画面で「受任票」ボタンがオンになります。
- ・受任種別 ID：移行準備 作成される受任台帳の受任種別には「移行準備」がセットされます。
- ・受任日転記日付：受領日 作成される受任台帳の受任日には受領日がセットされます。
- ・受任期限転記日付：移行期限 作成される受任台帳の期限には、移行期限がセットされます。

2. PCT 分割

- ・ PCT の台帳の必要部分をコピーして、関連出願に入力してある、PCT 指定国毎の台帳を一括で作成する機能です。

A screenshot of a software interface. At the top, there are several dropdown menus: '自願', '内内', '特', and '顧客'. The '顧客' dropdown is open, showing a list of options. 'PCT分割' is selected and highlighted with a red box. Below the dropdown, there is a '手続追加' button. A list of menu items is shown below, with '顧客・代理人との連絡' highlighted in black and also enclosed in a red box.

「顧客・代理人との連絡」 「PCT 分割」で手続きを選択します。

関連出願には以下のように入力されているとします。

A screenshot of a software window titled '出願関連：フォーム'. It shows a table of '関連出願' (Related Applications). The table has columns for '関連出願' (Related Application), '優先(条約)' (Priority/Treaty), 'JP' (Country), '特' (Special), '出願日' (Application Date), '出願番号' (Application Number), and 'IDS' (IDS status). The first row is highlighted with a red box and contains the following data: '3 指定(PCT)', 'EP', '特', '2006/01/10', '2006-001122'. Below it are rows for '4 指定(PCT)', 'CN', '特'; '5 指定(PCT)', 'KR', '特'; and '6 指定(PCT)', 'US', '特'. The 'IDS' column for all rows has 'IDS' and '備考' (Remarks) checkboxes.

関連出願	優先(条約)	JP	特	出願日	出願番号	IDS	備考
整理番号 P1000			520	2006/01/10	2006-001122	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
関連出願 外国出願	TW		522			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
整理番号 F1000-TW						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 指定(PCT)	EP					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
整理番号						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 指定(PCT)	CN					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
整理番号						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 指定(PCT)	KR					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
整理番号						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 指定(PCT)	US					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
整理番号						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

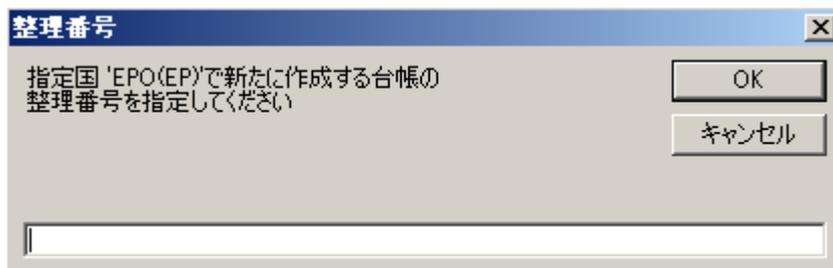
指定国として「EP」「CN」「KR」「US」が入力されています。

PCT 分割の手続入力画面です。

A screenshot of a software window titled '出願手続：フォーム'. It shows a form for '経過手続 PCT分割' (Progress Procedure PCT Division). The form has a '指定国' (Designated Country) button circled in red. Other buttons include 'New', 'Edit', 'Delete', 'IDS提出', '請求書', '提出書', '通知状', '受任票', '添付DN', '送付日', and '受領日'. There are also input fields for '提出日' (Submission Date) set to '2008年1月10日', '経表示' (Status Display), and 'DNTm'.

通常の「転記」ボタンが、「指定国」ボタンとなっています。

このボタンを押すことで、関連出願に指定国として入力されている、出願国ごとの台帳を作成してゆきます。



出願台帳		完全一致	整理番号	f1000-pct	Report	Preview	Print	自願	内内	特	手続追加
出願台帳(横)		Revival	Copy	Edit	All Entry	New	Write	Delete	顧客	PCT分割	
整理番号	F1000-PCT	WO特許	管理者	審判番号		移管済	2008/01/10				
521	WO	特	内外	担当者	異議番号		年金期限				

出願関連：フォーム									
関連出願 New									
▶ 関連出願	優先(条約)	JP	特	出願日	2006/01/10	1	<input type="checkbox"/> IDS	備考	
整理番号	P1000		520	出願番号	2006-001122		<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
▶ 関連出願	外国出願	TW	特	出願日		2	<input type="checkbox"/> IDS	備考	
整理番号	F1000-TW		522	出願番号			<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
▶ 関連出願	3 指定(PCT)	EP	特	出願日	2006/10/20	3	<input type="checkbox"/> IDS	備考	
整理番号	F1000-PCT/EP		524	出願番号			<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
▶ 関連出願	4 指定(PCT)	CN	特	出願日	2006/10/20	4	<input type="checkbox"/> IDS	備考	
整理番号	F1000-PCT/CN		525	出願番号			<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
▶ 関連出願	5 指定(PCT)	KR	特	出願日	2006/10/20	5	<input type="checkbox"/> IDS	備考	
整理番号	F1000-PCT/KR		526	出願番号			<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
▶ 関連出願	6 指定(PCT)	US	特	出願日		6	<input type="checkbox"/> IDS	備考	
整理番号	F1000-PCT/US		527	出願番号			<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	

指定国として、国コードのみ入力されていたところへ、対応する新規に作成した台帳への連結情報と整理番号が追加されています。

各国に移行した段階で、移行期限は、移行国の設定にしたがって再計算されます。

例えば、EP 特許で「31ヶ月」として指定してあった場合、31ヶ月で計算されます。

何も指定がなければ、PCT出願の移行期限がそのままコピーされます。

出願種別での「EP 特許」の指定です。

出願種別									
出願種別設定 部分一致									
国分類	EP	法分類		Edit	New	Write	Delete		
▶ 種別ID	410	Code	P	出願国	EPO	法			
並び順ID	410	種別名	EP 特許						
手続分類	外国特許2	種別英名	Patent						
各種設定	期限設定	年金設定							
関連出願		EP 指定国分類							
IDS 提出	<input type="checkbox"/>	指定国出願分類							
JP 指定取下	なし	指定国出願日							
		移行期限	<input type="checkbox"/>						
		PCT 移行期限	31ヶ月						

ここでPCTの親台帳をコピーして作成された、EPの台帳は以下のとおりです。

整理番号	F1000-PCT/EP	EP特許	管理者	審判番号	
524	EP	特	担当者	異議番号	
顧客Ref	A01	共願種別	代表出願人	共願人等	1 Your Ref
顧客名	アルプス電気株式会			分担率%	0
部署		顧客担当	山本 一郎		
優先権	2006/01/10	出願日	2006年10月20日	公開日	
原出願		出願No		公開No	
請求項		請求期限		外国期限	期限案内
納付年	0月0	審査請求		年金更新	受任・他
名称	English	印刷済		要約・関連	審査経過
トナーの吸着方法				出願書註	図面・包袋
				翻訳担当者	最終拒絶通知
				SR公開日	最終拒絶期限
					最終拒絶応答
				国際出願	2006/10/20
				願番	PCT/JP2006/112233

要約・関連	審査経過	出願書註	図面・包袋	外国出願
外国期限	期限案内	年金更新	受任・他	発明者
権利者	数量			
予審期限		出翻期限		香港願期限
予審請求		出翻提出		香港出願日
証明期限	2007/05/10	PD翻期限		香登申期限
証明提出		PD翻提出		香登申請日
移行期限	2008/08/10	追完期限		指取下期限
移行日		手続ID		指定取下日
出願期限		翻訳期限	2008/08/10	指定納期
出願指示		翻訳提出		指定納付

整理番号「F1000-PCT/EP」で「EP特許」のデータが作成されています。
 「優先日」「国際出願日」「国際出願番号」「優先権証明書提出期限」がコピーされています。
 「移行期限」「翻訳期限」は優先権日から31ヶ月で再計算されています。
 出願日には国際出願日がコピーされています。

関連出願は以下のようになっています。

▶ 関連出願	優先(条約)	JP	特	出願日	2006/01/10	1	IDS	備考
整理番号	P1000		520	出願番号	2006-001122		登録	消滅
▶ 関連出願	外国出願	TW	特	出願日		2	IDS	備考
整理番号	F1000-TW		522	出願番号			登録	消滅
▶ 関連出願	指定(PCT)	EP	特	出願日		3	IDS	備考
整理番号	F1000-PCT/EP		524	出願番号			登録	消滅
▶ 関連出願	指定(PCT)	CN	特	出願日		4	IDS	備考
整理番号	F1000-PCT/CN		525	出願番号			登録	消滅
▶ 関連出願	指定(PCT)	KR	特	出願日		5	IDS	備考
整理番号	F1000-PCT/KR		526	出願番号			登録	消滅
▶ 関連出願	指定(PCT)	US	特	出願日		6	IDS	備考
整理番号	F1000-PCT/US		527	出願番号			登録	消滅
▶ 関連出願	分割(PCT)	WO	特	出願日	2006/10/20	7	IDS	備考
整理番号	F1000-PCT		521	出願番号	PCT/JP2006/112233		登録	消滅

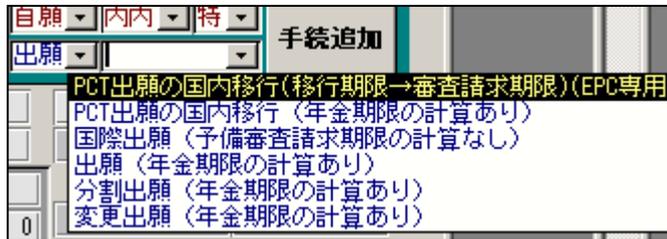
自分(EP)を含めて、指定国として入力してあるものがファミリーとしてコピーされています。
 親のPCTは「分割(PCT)」として追加されています。
 これらのデータは連結されています。

3. 選択国への移行手続き

ここからは、選択国における「国内移行」の手続きに入ります。

これは、選択国の官庁に対して、国内移行（日本の場合、国内書面提出）の書面を提出するところから始まります。

ここでは、EPCを例にとって説明します。



国内移行が2つあります。

ここでは「PCT出願の国内移行(移行期限 審査請求期限)(EPC専用)」を選択します。

EPCの場合は審査請求期限は本来「調査報告の公開から6ヶ月以内」となっています。

PCTから移行した場合は、「調査報告の公開」は「国際公開」が該当します。

したがって「国際公開」から6ヶ月以内となります。

ここで、国際公開は優先日からおよそ18ヶ月（1年半）です。

ここから6ヶ月とは、優先日から24ヶ月です。

移行期限が30ヶ月（EPCの場合は31ヶ月）ですので、移行したときには、審査請求期限は過ぎていて、という状態になります。

この場合、移行期限が審査請求期限となり、移行期限までに審査請求を行えば良いことになります。

国内移行の手続定義の設定と入力画面です。



国内移行の入力画面です。

入力項目は、通常の出願と同じです。

国内移行の入力を行なった後の出願台帳画面です。

出願台帳 : フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f1000-pct/ep Report Preview Print 自願
出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 出願

整理番号 F1000-PCT/EP EP特許 管理者 審判番号
524 EP 特 内外 担当者 異議番号

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref
顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0
部署 顧客担当 山本 一郎

優先権 2006/01/10 出願日 2006年10月20日 公開日 公告日
原出願 出願No 公開No 公告No

請求項 請求期限 2008年7月10日 要約・関連 審査経過 出願書誌 図
納付年 2月0 審査請求 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発

名称 English 印刷済
トナーの吸着方法

IPC

予審期限 出翻期限
予審請求 出翻提出
証明期限 2007/05/10 PD翻期限
証明提出 PD翻提出
移行期限 2008/07/10 追完期限
移行日 2008/07/01 手続ID

「審査請求期限」「国内移行日」が転記されています。

以降の手続きは、通常のEPCへの出願と同一のものとなります。

これらの移行手続きは選択国単位で行います。